平成３０年（フ）第３４号
千葉県柏市戸張968番地96
債務者　阿部　俊則
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３５号
千葉県我孫子市下ケ戸1820番地の２（101号）パレス・シャルマン
債務者　平井　久恵
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４６号
千葉県松戸市上本郷2677番地の12　αＮＥＸＴ上本郷102号
債務者　岩立　幸一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第５７号
千葉県野田市上花輪1306番地の１
債務者　小山　芳弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第５８号
千葉県野田市上花輪1306番地の１
債務者　小山　惠子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第６５号
千葉県柏市永楽台１丁目11番２号
債務者　岩﨑　　努
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第６８号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７号　プラムガーデン我孫子
債務者　方波見信義
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８３号
千葉県松戸市松戸2262番地の３　カナリヤコーポ203号
債務者　長谷川亜久里
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０４１号
岐阜県山県市小倉375番地35、申立時の住所愛知県東海市高横須賀町横狐塚２番地の１サンハウス尾張横須賀905号（従前の住所）
愛知県清須市阿原八幡111番地　ＰａｒｋＳｉｄｅ八幡102
債務者　早矢仕莉加
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３号
青森県弘前市大字野田２丁目４番地７　斎藤アパート２号
債務者　澤田　里枝
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１９１号
広島県福山市東手城町１丁目６番21号　Ｂ―201
債務者　土肥　潤一
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第５号
千葉県柏市北柏２丁目18番地１　グレースパレス315号
債務者　佐藤　英子（旧姓石村）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４号
山口市黄金町１番20号―502号、住民票上の住所山口市駅通り２丁目６番15―202号、前住所佐賀県佐賀市大和町大字久池井1645番地１レオパレスＹＡＭＡＴＯ２―205
債務者　阿部　侑汰
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
北海道北見市中央三輪１丁目352番地２、前住所北海道札幌市中央区南二条西25丁目２番24―208号
債務者　千葉　広美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第７号
北海道北見市北進町６丁目１番６号　コーポニクラウス201号、前住所北海道北見市留辺藥町元町74番地33
債務者　加藤　　弘
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１８１４号
さいたま市北区別所町93番地４　ホワイトハイツ白樺201
債務者　園田　啓一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係